

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第33号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(地域振興局長への委任) 第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。 (1)～(37) (略) <u>(37)の2 浄化槽法第11条の2第1項の規定による浄化槽の使用の休止の届出を受理すること。</u> <u>(37)の3 浄化槽法第11条の2第2項の規定による浄化槽の使用の再開の届出を受理すること。</u> (38) 浄化槽法第11条の3の規定による浄化槽の使用を廃止した旨の届出を受理すること。 (39)～(43) (略) <u>(43)の2 浄化槽法第49条第1項の規定により、浄化槽台帳を作成すること。</u> <u>(43)の3 浄化槽法第49条第2項の規定により、浄化槽に関する情報の提供を求めること。</u> <u>(43)の4 浄化槽法附則第11条第1項の規定により、特定既存単独処理浄化槽に関し、必要な措置をとるよう助言又は指導をすること。</u> <u>(43)の5 浄化槽法附則第11条第2項の規定により、特定既存単独処理浄化槽に関し、必要な措置をとることを勧告すること。</u> <u>(43)の6 浄化槽法附則第11条第3項の規定により、勧告に係る措置をとることを命ずること。</u> (44)～(102)の3 (略) (102)の4 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> (昭和25年法律第127号)第22条第1項の規定による事業の開始の届出を受理すること（生産業者に係るものに限る。次号において同じ。）。 (102)の5 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> 第22条第2項の規定による届出事項に係る変更又は事業の廃止の届出を受理すること。 (102)の6 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> 第23条第1項の規定による販売業務の開始の届出を受理すること（届出に係る販売業務を行う事業場が一の地域振興局の所管区域内に存する場合に限り、かつ、当該届出を行う者が届出の際現に当該地域振興局以外の地域振興局の所管区	(地域振興局長への委任) 第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。 (1)～(37) (略) (38) 浄化槽法第11条の2の規定による浄化槽の使用を廃止した旨の届出を受理すること。 (39)～(43) (略) (44)～(102)の3 (略) (102)の4 <u>肥料取締法</u> （昭和25年法律第127号）第22条第1項の規定による事業の開始の届出を受理すること（生産業者に係るものに限る。次号において同じ。）。 (102)の5 <u>肥料取締法</u> 第22条第2項の規定による届出事項に係る変更又は事業の廃止の届出を受理すること。 (102)の6 <u>肥料取締法</u> 第23条第1項の規定による販売業務の開始の届出を受理すること（届出に係る販売業務を行う事業場が一の地域振興局の所管区域内に存する場合に限り、かつ、当該届出を行う者が届出の際現に当該地域振興局以外の地域振興局の所管区域内に存する販売業務

域内に存する販売業務を行う事業場を有している場合を除く。次号において同じ。)

(102)の7 肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項の規定による届出事項に係る変更又は販売業務の廃止の届出を受理すること。

(102)の8 肥料の品質の確保等に関する法律第29条第1項又は第3項の規定により、生産業者等から報告を徴すること(第102号の4から前号までに掲げる事務に係るものに限る。次号から第102号の11までにおいて同じ。)

(102)の9 肥料の品質の確保等に関する法律第30条第1項又は第3項の規定により、職員に立入検査、質問又は収去をさせること。

(102)の10 肥料の品質の確保等に関する法律第31条第2項又は第3項の規定により、肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、又は禁止すること。

(102)の11 肥料の品質の確保等に関する法律第33条第1項の規定により、聴聞を行うこと。

(103)～(544) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(13) (略)

(14) 大気汚染防止法第10条第2項(同法第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の36第1項において準用する場合を含む。)の規定により、ばい煙発生施設の設置等の実施の制限期間を短縮すること。

(15) 大気汚染防止法第11条(同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の氏名等の変更又は使用の廃止の届出を受理すること。

(16) 大気汚染防止法第12条第3項(同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の地位の承継の届出を受理すること。

(17)～(28) (略)

(28)の2 大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による解体等工事に係る調査の結果の報告を受理すること。

(29) 大気汚染防止法第18条の17第1項又は第2項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出を受理すること。

(30) 大気汚染防止法第18条の18第1項の規定により、届出に係る特定粉じん排出等作業につい

て行う事業場を有している場合を除く。次号において同じ。)

(102)の7 肥料取締法第23条第2項の規定による届出事項に係る変更又は販売業務の廃止の届出を受理すること。

(102)の8 肥料取締法第29条第1項又は第3項の規定により、生産業者等から報告を徴すること(第102号の4から前号までに掲げる事務に係るものに限る。次号から第102号の12までにおいて同じ。)

(102)の9 肥料取締法第30条第1項又は第3項の規定により、職員に立入検査、質問又は収去をさせること。

(102)の10 肥料取締法第31条第2項又は第3項の規定により、肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、又は禁止すること。

(102)の11 肥料取締法第33条第1項の規定により、聴聞を行うこと。

(102)の12 新潟県肥料取締法施行細則(昭和25年新潟県規則第66号)第6条第1項又は第2項の規定による生産業者等からの報告を受理すること。

(103)～(544) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(13) (略)

(14) 大気汚染防止法第10条第2項(同法第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の31第1項において準用する場合を含む。)の規定により、ばい煙発生施設の設置等の実施の制限期間を短縮すること。

(15) 大気汚染防止法第11条(同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の氏名等の変更又は使用の廃止の届出を受理すること。

(16) 大気汚染防止法第12条第3項(同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の地位の承継の届出を受理すること。

(17)～(28) (略)

(29) 大気汚染防止法第18条の15第1項又は第2項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出を受理すること。

(30) 大気汚染防止法第18条の16の規定により、届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関す

て、同法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことを命ずること。

(30)の2 大気汚染防止法第18条の18第2項の規定により、届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずること。

(31) 大気汚染防止法第18条の21の規定により、特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずること。

(31)の2 大気汚染防止法第18条の28第1項の規定による水銀排出施設の設置の届出を受理すること。

(31)の3 大気汚染防止法第18条の29第1項の規定による一の施設が水銀排出施設となつた際の届出を受理すること。

(31)の4 大気汚染防止法第18条の30第1項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。

(31)の5 大気汚染防止法第18条の31の規定により、届出に係る水銀排出施設の構造等に関する計画の変更又は設置に関する計画の廃止を命ずること。

(31)の6 大気汚染防止法第18条の34第1項の規定により、水銀排出施設の構造等の改善又は使用の一時停止等を勧告すること。

(31)の7 大気汚染防止法第18条の34第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(32)～(157) (略)

(158) 削除

(159)～(231) (略)

(232) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項若しくは第6項の仮設興行場等、同法第87条の3第5項の興行場等又は同条第6項の特別興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第241号まで及び第243号において同じ。）。

(233) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第3項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画を建築主事に通知すること。

る計画の変更を命ずること。

(31) 大気汚染防止法第18条の19の規定により、特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずること。

(31)の2 大気汚染防止法第18条の23第1項の規定による水銀排出施設の設置の届出を受理すること。

(31)の3 大気汚染防止法第18条の24第1項の規定による一の施設が水銀排出施設となつた際の届出を受理すること。

(31)の4 大気汚染防止法第18条の25第1項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。

(31)の5 大気汚染防止法第18条の26の規定により、届出に係る水銀排出施設の構造等に関する計画の変更又は設置に関する計画の廃止を命ずること。

(31)の6 大気汚染防止法第18条の29第1項の規定により、水銀排出施設の構造等の改善又は使用の一時停止等を勧告すること。

(31)の7 大気汚染防止法第18条の29第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(32)～(157) (略)

(158) 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第16条第1項の規定により独立行政法人住宅金融支援機構委託業務の申請書の工事審査及び受付審査を行うこと。

(159)～(231) (略)

(232) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項若しくは第6項の仮設興行場等、同法第87条の3第5項の興行場等又は同条第6項の特別興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第241号まで及び第243号において同じ。）。

(233) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第3項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画を建築主事に通知すること。

(234) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第4項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けること。

(235) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第4項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書の交付を受けること。

(236) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定により、認定建築主に対し報告を求めること。

(237) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条の規定により、必要な措置を命ずること。

(238) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第39条の規定により、計画の認定を取り消すこと。

(239) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第2項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をすること。

(240) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第42条の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を取り消すこと。

(241) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第43条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。

(242)・(243) (略)

4 (略)

5 次に掲げる事務は、長岡、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(7) (略)

6～10 (略)

(家畜保健衛生所長への委任)

第14条 次に掲げる事務は、家畜保健衛生所長及び支所長に委任する。

(1)～(26) (略)

(26)の2 家畜改良増殖法第25条の2第1項の規定による家畜人工授精所の変更の届出を受理すること。

(26)の3 家畜改良増殖法第25条の2第2項の規定による家畜人工授精所の廃止、休止又は再開の届出を受理すること。

(27) 家畜改良増殖法施行令第9条の規定による家畜人工授精師免許証の書換交付をすること。

(28)・(28)の2 (略)

(234) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第4項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けること。

(235) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第4項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書の交付を受けること。

(236) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第32条の規定により、認定建築主に対し報告を求めること。

(237) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第33条の規定により、必要な措置を命ずること。

(238) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条の規定により、計画の認定を取り消すこと。

(239) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をすること。

(240) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を取り消すこと。

(241) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。

(242)・(243) (略)

4 (略)

5 次に掲げる事務は、新発田、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(7) (略)

6～10 (略)

(家畜保健衛生所長への委任)

第14条 次に掲げる事務は、家畜保健衛生所長及び支所長に委任する。

(1)～(26) (略)

(27) 家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第9条の規定による家畜人工授精師免許証の書換交付をすること。

(28)・(28)の2 (略)

(28)の3 家畜改良増殖法施行規則第38条第1項の規定による家畜人工授精所の開設の許可証の書換交付をすること。

(28)の4 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定による家畜人工授精所の開設の許可証の再交付をすること。

(28)の5 家畜改良増殖法施行規則第40条第1項の規定による家畜人工授精所の開設の許可証の返納を受けること。

(28)の6 家畜改良増殖法施行規則第40条第2項の規定による家畜人工授精所の開設の許可証の提出を受けること。

(28)の7 家畜改良増殖法施行規則第40条第3項の規定により、家畜人工授精所の開設の許可証を返還すること。

(29)・(30) (略)

(29)・(30) (略)

(31) 新潟県家畜改良増殖法施行細則第8条の規定による家畜人工授精所の開設者の変更届出書を受理すること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条の3第3項第28号の次に1号を加える改正は、令和4年4月1日から施行する。